

第 17 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 12 月 18 日（金）10:40～12:30

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 17 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 条例素案に対する執行部からの意見及び当該意見への対応案

資料 2 三重県木材利用の推進に関する条例（仮称）中間案（正副座長案）

資料 3 三重県木材利用の推進に関する条例（仮称）中間案（正副座長案）概要

資料 4 条例の名称（題名）について

資料 5 パブリックコメントの実施について

資料 6 「三重の森林づくり条例」の取扱いについて

参考資料 三重県木材利用の促進に関する条例（仮称）素案

田中座長

ただ今から、第 17 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、「三重県木材利用の促進に関する条例（仮称）素案」に対する各会派及び執行部からの意見について検討した上で、パブリックコメントにかける条例中間案の作成に向けて御協議いただき、時間に余裕があれば、当検討会としての「三重の森林づくり条例」の取扱いについて御協議をお願いしたいと思います。

なお、本日は時間が限られているため、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、「三重県木材利用の促進に関する条例（仮称）素案」に対する意見の検討をお願いします。

まず、各会派での検討結果について御報告をいただき、その後、資料 1 により執行部からの意見及び当該意見への対応案について報告をさせていただいた上で、それぞれの意見について検討会としての対応を御協議いただきたいと思います。

なお、条例素案については、参考資料としてお配りしておりますので、適宜御参照ください。

それでは、各会派からの検討結果について、まず、「新政みえ」の代表の方から御報告をお願いいたします。

杉本委員

中瀬古副座長から、「三重の森林づくり条例」との整理の仕方、それから施策につ

いては県産材を優先的に利用するという中身であるということ、それから、名称については今後検討をしていくということの説明を詳細にさせていただきまして、新政みえとしてはこの素案に賛成ということでまとめましたので、よろしくお願いいたします。

田中座長

ありがとうございます。

次に、「自由民主党県議団」の代表の方、よろしくお願いいたします。

中森委員

私どもの会派も基本的には素案について異議はありませんでした。

なお、参考意見として、今後パブリックコメントで想定されることの懸念の指摘がありました。既にある「三重の森林づくり条例」の県産材優先に対する質問があるのではないかなど。「川下」の目線からということで、我々が議論したことをしっかりとそういう質問に対しては対応していただかなくてはいけないのかなど、こんな参考意見がありました。

もう1点は、既にある条例についても、場合によっては修正・訂正を今後する必要が発生する、この新しい条例ができたがゆえに修正が予期できるのではないかということであれば、この検討会から既にある条例の担当委員会に意見などを申し上げていただいたほうがより良いのではないかと、こういうアドバイスがありました。以上です。

田中座長

ありがとうございます。基本的には賛成ということでよろしいですね。

次に、「自民党」の西場委員、よろしくお願いいたします。

西場委員

素案に対して特に意見はありませんでした。

田中座長

ありがとうございます。

次に、「草莽」の谷川委員、よろしくお願いいたします。

谷川委員

特に意見がなく賛成ということでした。

田中座長

ありがとうございます。

次に、「公明党」の今井委員、お願いいたします。

今井委員

私どももこの素案に賛成で。ただ以前からここでも言われていますけれども、既にある「三重の森林づくり条例」と併せてしっかり説明していく必要があるということと、中森委員も言われましたけれども、「三重の森林づくり条例」も変更等が必要になってくることも想定されるので、先ほどもありましたように、今後、関係の委員会等で議論していく必要があるのではないかとということで、素案には賛成でございます。

田中座長

ありがとうございます。

次に、「日本共産党」の山本里香委員、お願いいたします。

山本（里）委員

内容につきましては、この検討会で多く審議されて煮詰まった形の中で良いものが提案していただいているというふうに思い、受け入れたいと思います。

あと、前回までのお話の中で、タイトルについて前回に意見を申し上げまして、「優先」ということをタイトルにも入れたほうが良いということをお願いしたんですけれども、仮称で出すと思うのですが、前回議論がありました中に、「木づかい宣言」、「木づかい条例」というようなことにするのであれば、内容はよりクローズアップできるということもあって、このままの仮称に設定していただいているよりは、そのほうが良いなというふうに思います。

田中座長

ありがとうございます。基本的には賛成ということでよかったですね。タイトルが「木づかい条例」という形にしてはどうかということですね。

なお、検討会に委員が入っておられない「草の根運動いが」につきましては、正副座長で伺ったところ、素案に異存はないということでございましたので、御報告申し上げます。

次に、条例素案に対する執行部からの意見及び当該意見への対応案について、資料1により事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料1といたしまして、条例素案に対する執行部からの意見とそれへの対応案を取りまとめさせていただきましたので、これについて御説明をさせていただきます。それと併せまして、資料2も素案に対する執行部の意見の対応を踏まえた形で修正を加えたものを作っておりますので、それも併せて御覧いただければと思います。

それでは、資料1の1ページを御覧いただきたいと思います。まず、全般といたしまして、農林水産部さんからの御意見としまして、この条例は県のみならず関係者が一丸となって県産材をはじめとする木材の利用を推し進めることを目指す条例であるということを明確にするために、「促進」という言葉は、誰かに働きかけて木材利用を促すことを意味するということがありますので、「推進」という形で文言を変えたほうがいいのではないかと。「推進」につきましては、関係者一人一人の自発的な取組を期待するという意味があるというところから、「推進」のほうがいいのではないかと御意見でございます。対応といたしましては、その御意見を踏まえまして、「促進」という言葉を使っていたのを「推進」に改めるということで、資料2を御覧いただきますと、まずタイトルでございますけれども、「三重県木材利用の推進に関する条例」、その他本文中にも「促進」という言葉が出ておりましたのを「推進」に置き換えるという修正をしたものでございます。

それでは、資料1に戻っていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。「第2 定義」に係る部分でございます。1つ目の御意見でございますが、第2の(6)ということで、この資料2を御覧いただきますと、2ページで第2条第6号「林業事業者」の定義の部分でございますけれども、ここに「森林施業(造林、伐採)」となっておりますが、この間に元々は「保育」という言葉が入っておりました。これに関する御意見でございますが、この「保育」というのは保育所における未就学児の「保育」と混同される可能性があるということで、別の文言とする必要があるのではないかと子ども・福祉部さんの御意見でございます。対応といたしまして、この森林施業における「保育」という文言につきましては、森林法で規定されておる用語でございますが、別の言葉に置き換えるということは難しいのかなというふうにご検討しております。ただ、やはりいわゆる保育所等における未就学児の保育というものと混同は考えられるところからでございますので、それを避けるために、この定義の中では「保育」という言葉を削るということでございます。ただ、これを削ったといたしましても、この文章の意味としましては、この「造林、保育、伐採」というのはあくまでも例示でありまして、基本的には「その他の森林における施業」ということを謳^{うた}っておるものでございますので、「保育」というのをここで例示として削ったといたしましても、意味としては変わらないということで考えております。

それから、資料1の2ページの2番でございますけれども、定義(9)ということで、また資料2を御覧いただきますと、2ページの第2条第9号「教育関係者等」の定義の部分でございます。ここでは「教育」と「保育」を並列で記載をしておりますけれども、この場合の「保育」というのは、共働き家庭など保育の必要性がある子どもを保育所等で預かるというふうな意味合いが強くなるということで、条例の趣旨にそぐわないのではないかと。置き換えとしまして、「教育(未就学児に対するものを含む)」として、「保育」という言葉を削除してはどうかという御意見でございます。これに対しまして、幼児期の保育というのは、幼稚園等における教育と同様、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるということで、森林教育に当たっても

重要な場となるということで、こういう定義を置いているというところでございますので、この置き換えをしてしまいますと、やっぱり一見して保育が含まれるかどうかというのがわかりにくくなってしまうおそれがあるということでございます。ですので、この「保育」という言葉についてはそのまま置いておくこととしたいと考えております。ただし、最初に出てきます「教育及び保育」というところで、これをまとめて「教育等」という形で定義をしまして、次の行に出てきます「教育及び保育」については「教育等」に改めるという修正を形式的にしてはどうかというところでございます。

また資料1の3ページを御覧いただきたいと思います。「第6 市町に対する支援」に関する御意見でございます。資料2でいきますと、3ページの第6条に関するところでございます。ここでは元々「施策を支援」という表現をしておりましたけれども、この表現については「施策の策定及び実施を支援」という表現にしてはどうかという御意見でございます。対応といたしましては、その御意見を踏まえてそのように修正をすることで、資料2を御覧いただきますと、「県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援する」と、この赤字の部分を追加したというところでございます。

それでは、資料1の4ページを御覧いただきたいと思います。「第9 木材産業事業者の責務」の関係でございまして、資料2でいきますと、4ページの第9条になります。ここでは、まず1つ目の御意見といたしますのが、「供給できる樹種、価格等の状況を含め」という文言を入れてほしいという御意見でございまして、趣旨といたしましては、現状では価格とかがわからない、聞いてもわからないということがあるので、そういうことをわかるような形にしてほしいという御意見でございます。これに対しましては、この御意見というのは、木材利用に関係する県の部局だけではなくて、木材の需要者全体にとってもそういう供給できる樹種ですとか、価格等の情報の提供というのは有意義であるというふうに考えられますので、文言といたしましては、資料2の第9条の3行目のところに赤字で、「その事業活動に係る木材に関する正確かつ適切な情報の提供」という文言を入れてはどうかというふうなところでございます。その上で、逐条解説におきまして、この情報については「供給できる樹種、価格等」が含まれるということに記載するというふうにしてはどうかというところでございます。

それから、また資料1の4ページの2番でございますけれども、同じ第9条の関係でございまして、「品質確保に係る検査機器等の整備」という文言を加えてほしいという御意見で、趣旨としましては、含水率計さえも常備していないような製材所もあるということで意見をいただいております。対応といたしましては、この趣旨を踏まえまして文言を加えるというところでございます。この資料2の4ページの第9条のところの1行目の後ろのほうから赤字で修正をした部分がございまして、ここでは、「木材（木材を使用した木製品を含む。）の有効利用、安定的な供給及び品質確保」という形で、「品質確保」というのも加えているというところでございます。これに

関しまして、また逐条解説で「品質確保の推進」というところにつきましては、「検査機器等の整備」が含まれるということに記載するということでございます。

続きまして、資料1の5ページ、「第11 教育関係者等の責務」の関係でございます。資料2の4ページの第11条でございます。意見の概要でございますが、この条文における「教育関係者等の責務」について、次の2点でよいか確認をお願いしたいというのがまずありまして、ここは元の素案のときに、「及び」「並びに」の辺りの使い方が不適切だったということがございまして、少し誤解があるというふうなところかなと思いますので、対応案といたしましては、そこを明確に書かせてもらっております。ここで言う「教育関係者等の責務」につきましては4点ございまして、森林環境教育及び木育（森林教育）の推進に積極的に努めること、その（森林教育の推進の）ための人材の育成に積極的に努めること、他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に積極的に努めること、関係する教育等に係る施設において、木材利用に積極的に努めること、この4点でございますので、これが明確に読めるような形で文言の修正をしております。具体的に言いますと、第11条の2行目の真ん中辺に「並びに」が赤字になっておりますけれども、ここが元は「及び」だったんですが、これを「並びに」に変えたということでございます。

それから、御意見の下半分のところで、仮に「森林環境教育及び木育の推進」や「そのための人材育成」自体が責務とされているのであれば、教育関係者等との調整もなされていない中で、人員等に余力がない現状の教育関係者等にとって過剰な負担となるのではないかと懸念をするというところで、これは執行部としてはかなり強く懸念をされているという状況でございます。現段階ではそれらは努力義務であっても、そういう教育関係者等に課すべきではなくて、まずは森林教育を実施する県や他の主体との連携のみの努力義務とすべきではないかという御意見でございます。これに対する対応といたしましては、対応案の「また」以下の段落でございますけれども、森林教育の推進等の努力義務を課することは教育関係者等の過重な負担となるのではないかという御懸念は踏まえつつ、ただ連携だけではなくて、それぞれの教育関係者等のできるのところからでも森林教育の推進等に取り組んでいただきたいという趣旨で、「積極的に努める」という文言になっているのを「できる限り努める」という形に改めてはどうかというところでございます。

続きまして、資料1の6ページでございますけれども、2番といたしまして、「木育」について定義付けが必要ではないかという御意見でございます。対応でございますけれども、この検討会でもう既に議論がされているところではございますが、「森林環境教育」と「木育」というのは重なり合う部分があって、県としては今後両者を統合して「森林教育」として取り組んでいくということになっているということですか、団体によって取組内容も様々であるという実態も踏まえますと、やはり幅広く森林や木材に関わる教育的な取組が包含できるように、あえて定義は置かずに、「森林環境教育及び木育」という形で並列させて、それらを「森林教育」というふうに総称するというところになっておるというところでございます。逐条解説で「みえ森林教

育ビジョン」も踏まえまして、「森林教育」の具体的な内容のイメージについても記述するというにしたいというふうに考えております。

続きまして、その下3番でございますけれども、これは文言が元々「積極的に努める」という形で2つの文言がありましたので、そうしますと、それを併せて書いたほうがいいのではないかという趣旨の御意見でございます。対応案でございますけれども、先ほど御説明しました1番のところでは御意見いただいたことについて修正案として、「できる限り努める」という表現に変えたところでございますので、一つの文章にするのは難しいというところでございます。ただ、仮に「できる限り努める」というふうに修正しないとして、原文のままとすれば、御指摘を踏まえて修正をするということも考えられるところでございまして、その場合ですと、この対応案の下のほうでございますけれども、「人材の育成、他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携並びに当該教育関係者等に関係する教育等に係る施設における木材利用に積極的に努める」という形で改めることは考えられるところではございます。

それでは、7ページ、「第13 木材利用方針」でございます。資料2につきましては4ページが一番下、第13条になります。意見で1番の の冒頭部分というのは、というのは項を表しておりますので、資料2でいきますと5ページになりまして、この第13条第3項になります。この冒頭部分につきましては、「木材利用方針を定めるに当たっては」としたほうが良いという御意見でございまして、元々は「木材利用方針において定める事項については」というふうになっていた部分でございますけれども、対応といたしましては、この御意見に沿ってそのように改めるというふうにしてはどうかというところでございます。

それから、御意見の2番目でございますけれども、現在の木材利用方針において積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲を示しているが、その考え方が変わる予定はあるかというところで、これは県土整備部さんから聞かれている部分でございます。これに関しまして農林水産部さんに確認をさせていただきましたところ、当該部分につきましては、この条例に基づく「木材利用方針」と位置付けられた後につきましても、基本的には同じ考え方を踏襲するという見込みというふうなところでございます。

めくっていただきまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。「第14 県の率先利用」の関係でございます。資料2でいきますと5ページの真ん中辺、第14条になります。御意見の1つ目でございますが、 は第2項に相当しますけれども、「県は、その整備する工作物等において」という表現で、打合せのテーブルですとか飛沫飛散防止パネルの枠とか、そういうものも含まれるように表現を明確にしたほうがいいのではないかという御意見でございます。対応といたしましては、この御意見を踏まえまして、「その整備する工作物等において」というものを「その整備する工作物及び調達する物品において」という形で改めるというふうなところでございます。元々「工作物等」として想定をしておりましたのは、工作物と物品というところでございましたもので、その物品を「等」と表現していたんですけれども、ここで明確に調達する物品という形で置きましたものですから、「等」は外すという形にしており

ます。

御意見の2番でございますが、の「工作物等」について法の「工作物」が該当するということですが、具体的にはどういうものが含まれるのかというところを教えてくださいという御意見でございます。対応といたしましては、検討会の中で出てきておりました例としましてはガードレールですとか、机や椅子等の備品ということではございますが、この法で例示されておりますような高速道路の遮音壁ですとか公園の柵さくも含めまして、「工作物等」というのは木材を利用することが可能な工作物や物品を幅広く指し示しているということにしております。

それから、3番、4番、5番の御意見につきましては、実際木造にするのが難しいとか、そういうふうな場合があるということをお懸念されているような御意見でございます。対応案でございますけれども、3番、4番につきましては、県の率先利用の第1項では、「原則として県産材を使用するものとする」ということを決めておるといところでございますので、ここで御意見にありますような、例えば製造とか加工する工場が県内になくて、コストですとか納期の課題がある場合ですとか、あるいは4番にありますように、規模によっては県産材の調達が困難となるという場合につきましては、例外として県産材を使用しないことも許容されるものというふうに考えられるところでございます。ただ、その場合は県産材を使用できない理由については説明をできるようにすることが求められるというふうに考えられるところでございます。5番に関しては、要求性能が指定されているような場合もあるということで御意見をいただいております。これも同じような感じでございますけれども、「原則として」という表現でございますので、やむを得ない理由がある場合には例外があるということで、こういう文言を加えなくてもそういう理由がある場合につきましては、例外として使用しないことも許容されるものというふうに考えるところでございます。

最後10ページでございますけれども、「第15 木材利用の促進」に関するところでございます。資料2でいきますと5ページの第15条の関係になります。第3号で「建築物以外の分野における木材利用の促進に関すること」ということで元々ありましたが、その「建築物以外の分野」について具体的にはどういう範囲かというところの御質問でございます。対応のところでございますけれども、例えばガードレール等の工作物における木材利用、家具やおもちゃにおける木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用等、建築物以外の幅広い分野における木材利用を想定しているというところでございます。ただ、あくまで努力義務ですので、それぞれできるところから取り組んでいただくというふうなところで、全ての分野について満遍なく措置を講ずるところまでは求めていないというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。農林水産部から何か補足等ありますか。よろしいですか。

それでは、執行部からの意見について検討会としての対応について、協議をお願いします。なお、「条例の名称」については後ほど改めて御協議をお願いしたいと思います。

まず、執行部からの意見を項目別に検討させていただきます。資料1の1ページの全般のところから御意見等がございます方、よろしくお願いたします。

今井委員

「推進」にさせていただくということで良いと思います。

田中座長

わかりました。他に御意見がございます方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、「推進」に変えるということをお願いします。

次、2ページの「定義」につきまして御意見がございます方、お願いたします。よろしいですか。

次、3ページの第6の「市町に対する支援」につきましてはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、次、4ページの第9の「木材産業事業者の責務」につきましてはいかがですか。

今井委員

この変更しているほうの資料で見させてもらって、資料2で第9条の「木材産業事業者の責務」という中が大きく変わっているんだと思いますけれども、ここで言う3行目の「その事業活動に係る木材に関する正確かつ適切な情報の提供」の中の「その事業活動」というのは何を意味しているんですか。使う側の目からの事業活動なのか。ここは、木材産業事業者の責務であるので、もし使う側からの目なのであれば、少しこの事業活動の意味がわかりにくい。教えてもらっていいですか。

袖岡政策法務監

この意味といたしましては、使う側ではなく林業産業事業者の事業活動に関する情報の提供という認識でございます。

今井委員

「その」というのはどこへかかっているんですか。

袖岡政策法務監

「その」は「木材産業事業者の」という趣旨になりまして、この表現自体は法律でもこういうふうな表現をされているものでございまして、それを引っ張っているとい

うところでございます。

横澤課長

今井委員の懸念を踏まえると、例えば「その供給する木材に関する」というふうに直すと、よりわかりやすくなるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

今井委員

僕もそれに賛成です。ここで警察本部さんからの貴重な御意見いただいて、この事業活動というのが少しわかりにくかったんですね。どちらからの目線かっていうのが。でも、今言っていたように「その供給する」ということになると、供給者である木材産業事業者の責務ということと僕的にはマッチしますので、そちらのほうがわかりやすいと思います。

田中座長

わかりました。「その供給する」に文言を変えたらどうかという御意見ですね。ほかに御意見がございます方。この項目はよろしいでしょうか。

袖岡政策法務監

確認させていただきます。資料2の4ページの第9条で御説明をしたいと思いますが、よろしいですか。第9条の3行目でございますが、今「その事業活動に係る木材に関する」という表現がございますけれども、これを「その供給する木材に関する」というふうな形で置き換えるという御趣旨かと存じます。

田中座長

お諮りいたします。先ほど御意見出ていました「その供給する」に文言を変えることで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「第11 教育関係者等の責務」について御意見のございます方、お願いいたします。

杉本委員

確認しないといけないのですが、私はこの「できる限り」というのは入れないほうがいいなと思っているんですけども、「教育関係者等」の「等」には何が含まれるのかということと、森林教育の担い手は誰なのかなというふうに思っていて、御意見は学校教育とかそういうところの過重負担っていうところを言っておられるんですけども、森林教育全体は、例えば地域での森林教育であったりとか、NPOがやっていたりとか、団体がやっていたりとか、県なんかも「農林水産まつり」でイベント

やったりしながら森林教育をやるわけなので、ここで言う「教育関係者等」というのを広く捉えればいいのではないかなって思って、「等」はどういうふうに規定していましたか。

袖岡政策法務監

「教育関係者等」という定義がございまして、資料2でいきますと2ページでございまして、第2条第9号に「教育関係者等」としております。「教育及び保育に関する職務に従事する者」ということ、あと「関係機関及び関係団体」ということで学校でありますとか、そんなところも含むという趣旨でございまして。

杉本委員

関係機関とか関係団体というのも入っているんで、御懸念の趣旨はよくわかるのですけれども、「努める」となっているのに、重ねて「できる限り」とまではしなくていいのではないかなというふうに思っています。

今井委員

「できる限り」という言葉を取ってしまうだけでいいと思います。「連携に努めるとともに」で。教育関係者の思いも若干わかるんですが、「できる限り」ってここで入れると、あんまりやりたくないのかなっていうふうに読み取れてしまいますので、あえていらないと思います。

田中座長

それでは、「できる限り」を削除したらどうかという御意見出ておりますけれども、削除ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにこの11は6ページにもございますが、御意見がございました方、よろしいでしょうか。

それでは、「第13 木材利用方針」について御意見がございました方、お願いいたします。

なければ、次の「第14 県の率先利用」について御意見がございました方、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後「第15 木材利用の促進」について御意見がございました方、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。これで条例素案に対する各会派及び執行部からの意見への対応についての検討を終えたいと思います。

なお、執行部からの意見への対応については、本日の委員の皆さんからの意見を踏まえて、資料1を修文し、執行部に回答したいと思いますが、それらについては正副

座長に御一任いただきたいと思います。

次に、ただ今の検討を踏まえて、条例中間案の作成に向けて御協議をいただきたいと思います。

資料2は条例素案について、資料1段階での執行部意見に対する対応案も踏まえ、文言を精査し、条例としての体裁を整えた条例中間案の正副座長案であり、資料3はパブリックコメントや条例制定後の周知を見据えて、県民にわかりやすいよう、条例中間案（正副座長案）の内容をコンパクトにまとめた概要です。資料4は、条例の名称について、検討の参考にさせていただくために作成した資料です。

これらの資料については、先ほどの執行部からの意見の検討を反映していないため、先ほどの検討結果を踏まえて修正が必要な部分も含め、一括して事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、まず資料2から順番に御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただきまして、会派からの御意見について修正部分がないというふうになったかと思えます。あと、執行部からの御意見について、先ほど説明がありましたように、既に修正をした部分がございます、それに関してただいま御意見をいただきましたことについて、更なる修正について御説明をしたいと思います。

まず、4ページを御覧いただきたいと思います。第9条でございますけれども、この3行目でございますが、「その事業活動に係る木材」という部分につきまして、「その供給する木材」という形で修正をするというのが1点。それから、同じく4ページ、第11条でございますけれども、この3行目、「できる限り努める」の「できる限り」を削除して「連携に努める」という文言にするということでございます。資料2につきましては以上でございます。

では、資料3を御覧いただきたいと思います。資料3につきましては、中間案の正副座長案を基にしまして、1枚で見えていただくような形でポンチ絵を作ったというものでございます。基本的に中身を凝縮しておりますけれども、前文も含めまして各条文をコンパクトにまとめた資料という形で整理をしたものでございます。真ん中辺、右側のほうに少しイラストで表示しておりますけれども、「三重の森林づくり条例」とこの新しい条例が相まって目的を達成していくというふうな辺りのイメージを図で表示してございます。中身については、条例の中身をそのまま書いたものでございます。

それから、次に資料4を御覧いただきたいと思います。条例の名称につきまして、現在、仮称ではございますけれども、その検討をいただくに当たっての参考としてお作りした資料でございます。タイトルは「条例の名称（題名）について」ということで、まず1番でございますけれども、名称の基本原則というのがございまして、これは「法令の題名は、簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすものでなければならない」というのが原則としてございます。その圏

みの下でございますけれども、正式名称とは別に、法令の周知のための通称ですとか愛称が設けられる場合もあるということで、点線囲みで例としましては、合法伐採木材等の云々という長い法律名でございますが、通称としてはクリーンウッド法という形で付けられているというふうな例もあるというところでございます。

2番でございますけれども、名称の候補をいくつか考えてございます。まず、オーソドックスな名称といたしまして、 から として、 が「三重県木材利用の推進に関する条例」、 としまして「三重県木材利用推進条例」、 としまして「三重県県産材をはじめとする木材利用の推進に関する条例」と、こういう例があるかなというふうに思います。「 」でございますが、他の県ですとか法律の例でいきますと、概ね とか のような名称がつけられております。ただ、少し硬いかなというところはあるかと思われまして、「 」の2つ目でございますけれども、県産材の利用を最優先とすることを明示するというのであれば、前回、この「県産材を最優先とする」というふうな内容でタイトルにしたことにつきましては、割と否定的な御意見も多かったというふうに思いますので、この のような形になるのかなというふうに思うところではございます。ただ、この「県産材をはじめとする」という表現につきましても、曖昧でわかりにくいという御意見もいただいているところではございます。

それから、その下で今度は「木づかい」という文言を使った場合ということで、いくつか案を書いてございますけれども、 が「三重県木づかい推進条例」、 が「三重の木づかい推進条例」、 が「みんなで木づかいを進める三重をつくる条例」、「 」でございますが、「木づかい」という言葉自体は「木づかい宣言」等の形で、既に三重県の施策の中でも使用されているということで、親しみやすいというふうには考えられます。ただ一方、必ずしも県民によく知られているかどうかという辺りについては、そこまでは言えないかなというところもございまして、あと、音声で聞いたときに気持ちの「気」ですね。「気遣い」と混同されるおそれもあるのかなという心配はあるところではございます。2つ目の「 」でございますけれども、「木づかい」という名前を使う場合には、条例の本文でも「木材利用」という言葉を「木づかい」という形で置き換えるのが望ましいのかなというふうに思われます。3つ目の「 」ですけれども、 につきましましては「木材利用」という表現を「木づかい」に言い換えただけですが、 につきましましては、「三重の木づかい」という表現にすることによりまして、県産材を最優先とする三重県における木材利用というふうなニュアンスを持たせることができるのかなというところでございます。「 」4つ目でございますが、 につきましましては、「人権が尊重される三重をつくる条例」というのがございますので、それを参考にしたものでございます。これにつきましては、ほかには「木づかいあふれる三重をつくる条例」とか、そんなことも考えるところではございます。

裏面を御覧いただきたいと思っております。今度は「ウッドファースト」を用いた名称の例でございます。 が「三重県ウッドファースト（推進）条例」、 は「三重のウッドファースト（推進）条例」、 が「三重県ウッドファースト社会の実現を目指す条例」、 が「三重のウッドファースト社会の実現を目指す条例」というふうな例でござ

ざいます。「 」でございますが、「ウッドファースト社会」という形につきましては、割とキャッチーな言葉であって、これに関しては条例の前文でもその考え方というのは肝として示されているというところがございます。ただ、これまでの検討の中でもありましたように、特定の民間団体が提唱している言葉であるということとして、条例の前文とか本文では言葉自体は使用しないというふうになったという経緯もございますので、その辺の整理が必要かなというふうに思われます。「 」2つ目でございますけれども、「ウッドファースト」という言葉自体に推進的なニュアンスも含まれているというふうなこともありますので、 とか につきましては、「推進」という言葉は必ずしも入れる必要はないのかなというふうには考えられます。3つ目でございますけれども、この と は「三重の」という表現をしております。これは前文において「木材、その中でも県産材を最も優先して利用する社会」という部分を表現しているというところでございます。逆に、 とか につきましては、単に「木材を優先して利用する社会」ということしか表現ができていないというふうなことからしますと、前文の内容とは適合的ではないということも考えられるところではございます。最後の「 」ですけれども、本来は「ウッドファースト社会」という言葉ではあるんですが、そういう意味からすると、 とか のほうが適合的ではあるというところではありますけれども、 とか のほうが端的であって訴求力はあるというふうには考えるところではございます。参考でございます。以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明を踏まえ、パブリックコメントにかける条例中間案として確定するに当たって、御意見があればよろしく願いいたします。特に条例の名称についてお願いいたします。それでは、御意見がございました方、挙手をお願いします。

杉本委員

どれとはまだ言えませんが、オーソドックスな名称よりはちょっと親しみのあるというか、発信力のある「木づかい」とか「ウッドファースト」とか、少しそういうふうな名前のほうが魅力的に感じます。

谷川委員

私が思うには、「木づかい」のほうの の「三重の木づかい推進条例」というのが、「三重の森林づくり条例」とその条例が並んだときに綺麗じゃないかなと思います。「ウッドファースト条例」というのもいいと思うんですが、この間もなるべくカタカナを使わないっていうような意見もあったところですので、私は「木づかい」のこの方がいいのではないかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

山本（里）委員

私も「三重の木づかい推進条例」に賛同したいと思います。

山本（佐）委員

私も「三重の木づかい」というのはすごくいいと思うんですけども、ただここに書いてあるように、県民の皆さんがどれだけこの「木づかい」という言葉に親しみを持っていて、理解度があるかっていうのもやっぱり知っておく必要があるかなと思いついて、それを逆にこの条例によって広めるという考え方もあると思うのですが、したがって、例えば、パブリックコメントもこの条例の題名案をパブリックコメントでも示して意見をいただくというような形にはならないんですかね。条例案はこの「(仮称)」で中身を見ていくと、つまりタイトルについても何か御意見をいただくというような書き方はできないんですか。

袖岡政策法務監

一般的には、タイトルも含めてパブリックコメントの対象になりますので、それに対して御意見をいただくことは可能だというふうに思います。

山本（佐）委員

ただ、パブリックコメントに出すときは、タイトルは1個に決めておかないといけないということですね。

袖岡政策法務監

一般的には、仮称ではございますけれども、1つタイトルをつけるのが普通かとは思いますが。

山本（佐）委員

わかりました。ありがとうございます。

中森委員

当然内容についてももちろんパブリックコメントいただくんですけども、県民の人にアンケートというか、例えば3つほど案を、例えば1番目の固い「三重県木材利用推進条例」が1番、2番目が「三重の木づかい推進条例」、3番が「三重のウッドファースト条例」と、こういうことを考えていますよと。もし可能だったら、印を打ってもらおうとか、そのようなことをしてもらおうと県民が選んだ条例となるように利用できないかなと思ったりするんですけど、そんなことはできませんかね。

山本（里）委員

例えば、これは仮称としてパブリックコメントを求めるので、ここで1つの案として出したものを、それについて、それではわかりにくいという意見が出るとか、これではちょっと馴染みがないという言葉が出るのかもわかりませんが、このパブリックコメントはこちらの案として1つのものを出して、それについて意見が返ってくると思うので、先ほどから出ている中で、例えば「三重の森林づくり条例」がありますよね。そういうようなことの意味合いで、ここで1つを提案するとすれば、それに対する意見が返ってくるので、羅列をしてこの中で投票していただきたいというのは、参加型といえはそうですけれども、総合的に考えるということはここで一旦提案をして、それについての意見ということじゃないのかなと思います。だから、ここで今、案として決めることが出るということになると思うんです。

今井委員

僕も本当によく似た意見です。題名のことでもここですごい議論をしてきて、様々な「 」のこと等も含めて、どこまで伝わるかというのが心配なんですね。どこまで伝えられるのか、もしパブコメで3つを羅列する場合に、人気投票みたいな感じでいいのかどうかも含めて、やっぱりずっと議論を正副座長の下で進めてきて、これはどういう言葉なんだっていうのもやってきている中において、県民の皆さんに様々な御意見をいただくというのはとても重要なことなので、先ほど山本里香委員が言われたように、この中で仮称として皆さんと一緒にまとまるのであれば、それを基にその条例の名称について意見も提案もあるかも知れませんが、僕もそういう形のほうがいいと思います。

中森委員

わかりました。訂正、お詫びはしませんけれども、ここで決めていただいて、場合によっては、条例名にも御意見をいただくかも知れません。

中瀬委員

せっかく今までずっと積み上げてきたので、できる限りここで決めていただくのが一番いいかなというふうに思います。堅いイメージの名称であれば、「三重の木材利用推進条例」がいいと思いますし、より簡素でわかりやすいということを作るのであれば、「三重の木づかい」、これ、わざわざもう「推進」入れなくて、「木づかい条例」ぐらいのほうがいいんかなという思いもあります。

西場委員

条例の正式名称については、これまで様々な意見と経緯があったが、今回この「三重県木材利用の促進に関する条例」となってきたことを会派の議員に報告して了解をもらっておりますので、私としては、この素案の「木材利用の促進に関する条例」を

ベースに考えています。また、前から話がある「ウッドファースト」とか「木づかい」を条例愛称として活用して、県民運動推進の一助にしていただける期待を持っていました。できましたら、そのような愛称募集をしていくことを、パブリックコメントに併せてできるようにしていただきたいと思います。

田中座長

今、そのままという意見もありますし、「三重の木づかい推進条例」、あるいは「三重の木づかい条例」と意見が分かれているわけですがけれども、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

今井委員

二者択一で悩んでいまして、今言っていたように正式名称があって、通称で「木づかい条例」とするのがいいのか、もう頭から正式名称を「三重の木づかい条例」、僕も「推進」いらなくないと思って、「三重の木づかい条例」がいいのかってことで、この通称というのがどれだけ広がるのかというのがちょっとわからないんですね。「木づかい」を使いたい理由は、山本佐知子委員が言われた、三重県で「木づかい宣言」で、いろんな表彰もスタートをしていって、それと、あえて僕は、この「気を遣う」の「気遣い」と間違ってもらったほうがいいと思うんです。それで「木づかい」というのを知ってもらえる。三重県が「木づかい」ということを進めているということを知ってもらおうということにもつながっていくのかなと思うんですけれども、通称を最初考えたのは、正式名称「三重県木材利用推進条例」、通称で「木づかい条例」というような形で考えているのと、もう最初から「木づかい条例」を出すパターンと2つあると思うので、今非常に悩んでいます。どのように決めるのか、正副座長からまた指示をいただければ。

田中座長

それでは、暫時休憩をさせていただきます。5分間の休憩をお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

先ほどのタイトルの件ですがけれども、正副座長のこれまでの案でいくのか、今、御意見が出ている中では「三重の木づかい推進条例」にするのか、「三重の木づかい条例」にするのか、分かれているわけですがけれども、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。御意見がございましたらお願いいたします。

谷川委員

「推進」はなくてもいいと私も思うので、「三重の木づかい条例」がいいと思うのですが、パブリックコメントでそれを選んだりとかってというのはちょっと違うんじゃないかなと思っています。議員提出条例なので、ちゃんと議員が決めるべきことは決めて、皆さんに御提示するっていうのがやはり決められる県議会だと思いますので、選ぶというのはしなくて、こっちから中間案をパブリックコメントにかけるというのはちゃんと決めるべきことは決めて出すべきだと思いますけれども、「三重の木づかい条例」が私はいいなと思うんですが、「木(き)」を「木(きい)」みたいな呼び方、それは文字的には表現は無理ですけど、そういうニュアンスで「三重の木づかい条例」でいけたらいいのではないかなと思います。

それで、条例の中の言葉を「木材利用」というのを全部「木づかい」に直すというのはかなりニュアンスが違うと思うので、それは前文かなんかで「木づかい」というのを少し木材利用のところの木を使うようにというようなものをちょっと入れてもらって、全体が「木づかい」というふうに「木材利用」が変わるとかなり「木材利用」のニュアンスが変わってくると思うので、条例内はこのままでいいのではないかなと思います。前文に1回入れていただければ、というのが私の意見です。

杉本委員

先ほど西場委員がおっしゃった、正式名称と通称をつけるとしたら、通称というのはどこか条例の中で位置付けるっていうような形ができるのかどうか。その条例の中に通称をこれにするっていうことを位置付けるということができるとかどうか。どうですか。

袖岡政策法務監

通称というのを条例に位置付けるというのはちょっと難しいと思いますので、やるとすると、何らかの周知をするときの媒体でこれを通称何々といいますとか、そんな感じで周知をしていくというふうな形になるかとは思いますが。

杉本委員

条例に位置付けることができないというと、どこで通称をこれにするって誰が決めるんでしょうか。

袖岡政策法務監

例えば、この場で検討会として通称はこうするんだというふうなことを決めていただいたら、それを基にして、恐らくは執行部でこれを周知して施策をやっていただくんですけども、その中でこれは例えば 条例(通称: 条例)とかいろんな方法があると思うんですけども、基本的に執行部さんが中心になると思うんですけども、実際それを施行していく中で、そういうことも含めて周知をしていくというふうな形になるのではないかなというふうに思います。

杉本委員

そうすると、条例の中には書き込めないけれども、例えば逐条解説の中に、通称名はこれにするっていうやり方になりますか。

袖岡政策法務監

逐条解説に書くというのはあるかとは思いますが。

田中座長

ここで執行部の意見も伺いたいと思いますので、意見があればお願いいたします。

横澤課長

まず通称と本名の2つがあるということになりますと、運用する上ではほぼ間違いなく通称を使うということになりますので、正式名称を定めていただく意味がちょっと薄れてくるのかなという気はしていて、PRする上ではやっぱりどちらか1個のほうがありがたいかなという気はしております。「木材利用推進」というものの通称をあえて「木づかい」にしなければならないほど、事務局で作っていただいた例のように、元々の条例の名前がわかりにくいわけではないので、そういった意味からも通称というのをあえて推していく意味があるのかどうか、ちょっと疑問に思っています。

その上で、「木材利用」なのか、「木づかい」なのかということになりますが、先ほど谷川委員からおっしゃっていただいた通り、本文まで全部「木づかい」というふうに変えてしまうと、かなり条例の性格が変わってくるのかなという気はしております。ただ、一般の方に広く知らしめていく上では、あんまり「木材利用の推進」というと、若干「川上」側からの色合いが出てくるのかなという気がしますので、「木づかい」のほうがいいのかというふうに思っております。

田中座長

ありがとうございます。先ほどの意見を踏まえて、御意見がございます方。

山本（里）委員

「木づかい」という言葉をもし使うとするならば、条文の中では変わってくると思うんですが、前文の最後のところで、「県民が快適で豊かな暮らしを営むことができるようにするため、県を挙げて木材利用の推進を図り」とあって、「県産材を最も優先して利用する社会（木づかい社会）」というふうに、そこに「木づかい」という言葉を入れれば、私たちが求めているのは木材全般利用を促進し、その中でも特に県産材を利用する社会は、気も使うけれども、木も使うということで、この「利用する社会＝「木づかい社会」」というふうなことであれば、ここに括弧して入れるか、書き方を考えれば、前文にそれを位置付けて「三重木づかい条例」というふうにはなるの

かなと思います。

田中座長

ありがとうございます。まずタイトルなんですけれども、仮称になりますが、「三重の木づかい条例」という意見が多いように思うわけですが、それで出させていただいてよろしいでしょうか。

西場委員

「木づかい」という言葉を打ち出していくのであれば、この説明文にもあるように、音声で聞いたときに、気持ちの気を遣う「気遣い」と混同されがちであるところは、良い意味でもあるし、少し考えねばならないところでもあるように思います。気を遣うことは悪いことではないし良いことではありますけれども、相手の気持ちを思いすぎるあまり積極性に欠けるイメージもあるように思えます。タイトルですから、もっと明るく前向きで積極的な響きのほうが良いと思います。もし「木づかい条例」にしていくのであれば、木材需要拡大についての「木づかい」であることをもう少し分かりやすくすることが必要と考えます。例えば、単なる思いつきですが、「三重の木材・木づかい条例」とか。何かもう1つ知恵が出ないかな。この「木づかい」は「三重の森林づくり条例」に関する農林水産部所管の県産材認証制度で使っている言葉であり、検討に値するとは思いますが、更に何か知恵があれば、もう一工夫して進めていただきたいと思います。「三重の木材・木づかい条例」は単なる思いつきです。

杉本委員

「木づかい」を使うんやったら、私はなぜか「推進」はついていたほうがいいって思うんです。「三重の木づかい推進条例」のほうが「木づかい」を推進するっていう力を感じるので、「推進」がついたほうが私はいいなっていうふうに思っています。

今井委員

「推進」もいいんですが、「三重の森林づくり条例」、「三重森林づくり推進条例」じゃないんですね。「三重の森林づくり条例」とこの作ってもらったやつで相まってということにいけば、「三重の木づかい条例」のほうが2つで本当に全部「川上」から「川下」ということであれば、すっきりとアピールもしやすいのかなと思います。今、皆さんの意見を聞かせていただいて、私も先ほど申し上げたように、正式名称があって通称ってということと、「木づかい条例」とどちらがいいかなというので、今非常に悩んでおりますけれども、正副座長に委ねさせてもらいたいと思います。

田中座長

正副座長一任という声もいただきましたけれども、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。仮称でございますので、またいろんな御意見が出てきて変わる可

能性もありますけれども、正副座長に一任をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

それでは、「三重の木づかい条例」というのが一番多かったように思いますので、これで県民の方々の御意見をいただいて、また御協議をいただきたいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今の御意見を反映させて、条例中間案を確定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。

なお、本日いただいた御意見を踏まえた条例中間案の文言の整理については、正副座長に御一任をいただきたいと思います。条例素案に対する各会派や執行部からの意見への対応に係るものも含め、修正箇所について事務局に確認させます。

袖岡政策法務監

それでは、また資料2を御覧いただきたいと思います。タイトルにつきまして、今のタイトルから変更で、「三重の木づかい条例(仮称)」という修正となるかと思いません。後の修正については先ほどの4ページの部分が修正されたというところについて変わりはございません。以上でございます。

田中座長

ありがとうございます。ただ今の確認した内容によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今後速やかに修正を反映した条例中間案を整え、各委員に配付するとともに、それについてパブリックコメントを実施したいと思います。パブリックコメントの実施内容については資料5により事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

資料5を御覧いただきたいと思います。パブリックコメントの実施についてでございますけれども、まず1番、期間でございますが、12月24日(木)から1月22日(金)までの30日間ということでございます。

それから、2番の対象でございますけれども、この「三重の木づかい条例(仮称)中間案」と、先ほど見ていただきましたこの概要でございます。概要につきましては当然タイトルとかについては修正をさせていただきます。

3番、告知方法でございますけれども、議会のウェブサイト、それから議事堂の受付ですとか事務局ですとか、各県庁舎、地域庁舎で資料を配布させていただくということで、あと「 」といたしまして、検討会で意見聴取をさせていただいた方ですとか、県内調査を行った関係団体の方ですとか、あと市町の木材利用担当部署につきましては、個別にパブコメの実施について御案内をさせていただくということござい

ます。

4番、意見の提出方法でございますが、次のページに意見記入用紙という様式をお付けしてございます。これに記入をいただきまして、郵送、ファクシミリ又は電子メールで送っていただくということでございます。

5番、提出された意見の扱いでございますけれども、いただいた御意見につきましては最終案をまとめる際の参考とするということで、意見の概要とこれに対する検討会の考え方等につきましては後日、県議会のウェブサイトで公表するということ。それから、個別に御意見いただいた方への回答は行わないということ。あと、例えば誹謗中傷とかにつきましては、文言の修正とかを行う場合もある等、諸々のことを書いてございます。

めくっていただきまして6番でございますけれども、個人情報の扱いでございますが、これは「三重県個人情報保護条例」に従って適正に管理をします。

7番、意見の提出先、問合せ先につきましては、事務局の企画法務課法務班でお受けをしますということでございます。以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。それでは、そのような形でパブリックコメントを実施することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、パブリックコメントの実施に係る具体的な手続については事務局に任せるとともに、実施内容等について軽微な変更が生じた場合の対応は、正副座長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。

次に、「三重の森林づくり条例」の取扱いについて御協議を願います。これまでの検討会で、今回の条例の制定に合わせ、「三重の森林づくり条例」についても改正が必要となる部分が出てくるのではないかと、一方で、「三重の森林づくり条例」の改正は当検討会の設置目的の範疇外なので、他の主体への提言等を行うべきではないかといった意見をいただいております。そこで、当検討会としての「三重の森林づくり条例」の取扱いの方向性について、資料6の通り整理いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料6「三重の森林づくり条例の取扱いについて」でございます。まず1番といたしまして、これまでの検討会での議論を踏まえた「三重の森林づくり条例」の改正を要すると考えられる事項でございます。

といたしまして「市町の責務」の追加でございます。これは先ほどの「木づかい

条例」で「市町の責務」の規定がされるという方向でございますので、それと整合を図るということ、それから森林環境譲与税及び森林経営管理制度の創設など、近年、市町の役割の重要性も高まっているということを踏まえまして、「市町の責務」を追加するという。イメージとしましては、その下の囲みにあるようなイメージでございます。といたしまして、「森林環境教育」という表現になっているのを「森林教育」に変更するということでございます。これも県でそういう「森林環境教育」とか「木育」を併せて「森林教育」という定義をし直しているということ。それから、こちらの条例でもそのような形で規定をしているということの整合を図るというふうなことで、「森林環境教育」という用語を「木育」も含めた「森林教育」ということに改めるということ。でございますけれども、エネルギー利用の位置付けを明確化するというふうなところで、こちらの条例におきましてはバイオマスのエネルギーの利用については、利用促進を図る主たる分野とはしないという整理で「等」という形で整理をしたところではございますけれども、森林資源の循環利用の観点からは重要なものというふうには考えられますので、それを明確に位置付けるということで、イメージとしましては第16条にそういう文言を入れるというイメージでございます。めくっていただきまして、「県産材の利用の促進」の規定内容の充実というところで、現状といたしましては、「県産材の認証制度の推進」が明示をされておるところではございますけれども、こちらで検討したこれまでの議論も踏まえまして、県産材の利用の促進に必要な措置を更に追加的に規定して、内容を充実させるということも検討の余地があるのかなというところでございます。

2番につきましては、改正に向けた取扱いというところでございますけれども、先ほど座長からありましたように、設置目的の範^{はんちゅう}疇外ということもあろうかというふうなところでございますので、その方法につきまして4点ほど整理をしてございます。

の案でございますけれども、検討会として環境生活農林水産常任委員会のほうへ改正の提起をするということで、改正自体は委員会のほうで行っていただくという案でございます。「 」で書いてございますが、副座長ですとか西場委員がこの常任委員会の委員でございますので、中瀬古副座長は委員長でございますけれども、そういうところから提起をいただくということが考えられるところでございます。「 」の2つ目でございますけれども、過去に常任委員会において議提条例の改正をしたという例もございまして、そのときには割とスピーディーに改正が行われたというふうな例もあるというところでございます。

の案でございますけれども、検討会から執行部、農林水産部さんのほうにこの改正の提起をして、執行部のほうで改正の検討をしていただくという案でございます。「 」1つ目のところで、必ずしも前向きに取り組んでもらえる保証はないと書いてあるんですが、これはあくまでも一般論として書かせていただいております。事務局として少し心配というふうな趣旨で書かせてもらったものでございまして、今の農林水産部さんがこういうふうに言っているというわけではないというところは補足させていただきます。2つ目の「 」でございますけれども、ただ執行部でやってい

ただくという場合につきましては、やっぱり様々な手続が必要となつてまいりますので、時間を要するおそれがあるというふうなことが懸念されるところではございます。

それから、3つ目の案でございますけれども、検討会として代表者会議のほうに改正の提起をして、その代表者会議のほうで検討会の設置等の検討をしていただくという案でございます。座長のほうから提起をしていただくことが想定をされるわけでございますが、「 」の2つ目でございますけれども、検討会を新たに設置するような場合につきましては、少なくともこの検討会が終わるまでは設置が難しいのかなというふうに思われるところではございますので、設置されるまでの時間もかかってくるのではないかとというふうなことが考えられるところではございます。

次の3ページでございます。4つ目の案でございますけれども、この検討会で「三重の森林づくり条例」の改正までできるように、代表者会議のほうで諮っていただくという案でございます。「 」2つ目でございますが、検討会の設置目的自体は本会議で議決をされたものでございますので、代表者会議で諮るだけではなくて、設置目的の変更の議決が必要になってくる可能性があるかなというふうなところでございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明を踏まえて、「三重の森林づくり条例」の扱いについて御意見があれば、よろしく願いいたします。

杉本委員

中身についてなんですが、 のエネルギー利用の位置付けの明確化、これはこの通りでいいんですけども、前も申し上げたんですが、ぜひ発電だけではなくて、熱利用の部分も提案するときには加えていただきたいと思います。聴取りのところにもその話がありましたし、やっぱり地域のプロジェクトとか、その地域でバイオマスを回していくときには、熱利用、特に福祉施設であるとか、宿泊施設であるとか、そういうところでのバイオマスの熱利用というのは今後有効だと思いますので、ぜひそのことを提案していただくときにお願いしたいと思います。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

西場委員

この「三重の森林づくり条例」の申入れについて賛成です。それで、進め方を4つ示していただきましたけれども、我々が今年度の末までにこの「木づかい条例」を成立させるタイムスケジュールで進んでいきますので、ぜひこれと同時平行で整合させて改正していただきたいと思います。そこで、 の方法にて、常任委員会で、議提による改正を進めていただきたいと思います。

中森委員

内容について執行部の御了解、御理解をしていただいた前提で、この の方向で、せっかく委員長さんがおられて委員さんもおられますので、より正確に確実に進めていただけるのではないかなというふうに、安心感を持ってお願いできると思います。

田中座長

改正に向けた取扱いについては という御意見が多いように思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

今井委員

僕もそれでいいんですが、これからいつぐらい目途に、今のお話だと同時期にということなんですか。年度末までに改正案を作ってもらおうということなのであれば、本当に委員会の皆さんに来年度予算のこれからすごく大事な時期になってくるので、その時間が大丈夫かも含めて、委員会の皆さんが受けてもらえるのであれば、僕もでいいと思うんですけども、お尻を決めてお願いするのか、その辺はどうなんですか。

西場委員

今後、座長が常任委員長と相談してもらって、できましたら常任委員会を急遽、臨時的に開催するとか、あるいは委員協議を実施していただいて、座長から常任委員会へ申入れをしていただく必要があると思われま。できましたら、この 12 月議会の間にしていただきたいです。

ちなみに、昨日開催された常任委員会にて、私は一委員として「三重の森林づくり条例」の改正・訂正について要望をいたしました。そのことについては執行部のほうも賛同していただきました。

濱井委員

そういうことならば、時期もやっぱり早いほうがいいと思いますので、この議提条例の改正も過去にあってスピーディーに行われたということも出ておりますし、せっかく委員、それから委員長いらっしゃいますし、そんなことで、もうすぐにでも座長のほうから一言やっぱり出ていただいて、こういう御意見もあったということで、決めていただくのは委員会ですので、そちらのほうでしっかりとやっていただくように諮っていただいたらどうですか。

田中座長

それでは、私と環境生活農林水産常任委員長と話をさせていただきまして、できたら常任委員会のほうで進めていただきますよう、お願いしたいというふうに思います

けれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにさせていただきます。それでは、詳細な段取り等については正副座長に御一任をいただきたいと思います。

最後に、次回の第 18 回検討会について協議願います。次回はパブリックコメントにおける意見の検討等を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。併せて「三重の森林づくり条例」の方向性についても、常任委員長と協議した結果を御説明させていただきます。日程については、その後の委員協議でお願いをいたします。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにします。

本日の議題は以上ですが、他に委員の皆さま方から御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は退室をお願いいたします。